

日野平山台住宅自主防災会規定

2006年（平成18年）4月16日

（名称）

第1条 この会は、日野平山台住宅自主防災会（以下「本会」という）と称する。

（目的）

第2条 本会は、住民の隣保共同の精神に基く、自主的な防災活動を行うことにより、地震、その他の災害による被害の防止、及び軽減を図ることを目的とする。

（構成）

第3条 本会は日野平山台住宅自治会内の一組織であり、居住する全住民を対象として構成する。

（役員）

第4条 本会に次の役員を置く。役員は、自治会役員が兼務する。

- | | | |
|--------|----|------------|
| （1）会長 | 1名 | ※自治会会長が兼務 |
| （2）副会長 | 1名 | ※自治会副会長が兼務 |
| （3）会計 | 1名 | ※自治会会計が兼務 |

（会長の任務）

第5条 会長は、本会を代表し、平常時の防災活動に関する企画立案・実施の責任を担う。災害時には、災害対策本部を設置し、会長が災害対策本部長に就任する。災害対策本部の必要がなくなつたと役員会が判断した場合は災害対策本部を解散する。災害対策本部が設置された場合、本部長は緊急に必要なものに限り、百万円を限度として、応急災害対応費用として使うことができる。また、できるだけ早く役員会を招集し、災害対応費用として使用した分および、それ以降に必要な予算を提示し、その承認を受ける。

（副会長の任務）

第6条 副会長は、平常時の防災活動に関する企画立案・実施の副責任者、災害時の対策本部長を補佐する。

(事業内容)

第7条 本会は下記の事業を企画し、自治会総会で承認後は、役員及び全会員の協力で実施する。

1. 災害時の対応方法の検討
緊急救助方法の検討・救助用道具類の選定、避難場所・避難ルートの確保、連絡手段の検討、トイレ・食料・水などの確保方法、など
2. 自治会回覧板、掲示板等による広報及び説明会を開催する等防災意識の高揚を図る。
3. 住宅内のパトロール、防災点検（危険個所等のチェックとその改善、消火用水の位置確認と確保）など
4. 防災訓練の実施
防災(震災)避難訓練、救助・救出・救護方法の訓練、火気の正しい使い方の指導、家庭での消火方法の指導、初期消火の訓練など
5. 防災倉庫の管理（防災用品などの管理、補充、追加、炊き出し用品の調達・管理など）
6. 消防署・消防団・駐在所・学校などの防災担当者などとの連携、防災関係協力者の確保。
7. その他、防火防災に関する事項

(会議)

第8条 本会は総会及び、役員会を開催する。

(総会)

- 第9条 総会は、全会員をもって構成する。
- 2 総会は、自治会総会を兼ねて毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。
 - 3 総会は会長が招集する。
 - 4 総会は、次の事項を審議し、決定する。
 - (1) 規約の改正に関すること。
 - (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。
 - (3) 事業計画に関すること。
 - (4) 予算、及び決算に関すること。
 - (5) その他、総会が特に必要と認めること。
 - 5 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任する事ができる。

(役員会)

第10条 役員は、会長、副会長、班長、会計をもって構成する。

2 役員会は次の事項を審議し決定する。

- (1) 総会に提出する事項に関する事。
- (2) 総会に委任された事項に関する事。
- (3) その他、役員会が必要と認めた事項に関する事。

(顧問の設置)

第11条 防災業務の継続性を確保する為、会長経験者、または防災について知識経験のある人の中から若干名を限度として、総会または役員会で承認を得て、会長が任命する事ができる。顧問は会長が必要と認めた時に役員会に出席する事ができる。顧問の任期は2年間とし、留任は妨げない。

(班の設置)

第12条 本会は、第4条の事業を遂行するために次の班を置き、班長1名、必要により副班長1名を置く。各班長のもとに、若干名の班員から構成する。詳細は、別紙のごとく細則に定める。

- (1) 情報連絡班
- (2) 防火班
- (3) 救出救護班
- (4) 避難誘導班
- (5) 給食給水班
- (6) 避難所運営班

(会費等)

第13条 本会の会費および本会の運営に要する費用は、総会の決議を経て別に定める。会計監査は、自治会の会計監査を兼ねて行う。

(任期)

第14条 本会は、毎年4月の総会から翌年4月の総会までを任期とする。

付 則

この規約は、平成18年 4月 16日から施行する。